

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。  
令和4年12月27日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎  
秋田県監査委員 佐藤 正一郎  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田 直樹  
財 296  
令和4年11月7日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎  
秋田県監査委員 佐藤 正一郎  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田 直樹  
様

秋田県知事 佐竹 敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年10月6日付け監委一786で報告のあった指摘事項に対する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	令和4年9月5日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和4年9月末現在の県税及び県税に付随する税外収入に係る滞納繰越分の未収金は、前年同期に比べ、41,631,030円減の754,418,710円となっております。 今後、コンビニ納税、口座振替納税、スマートフォン納税、クレジットカード納税及び地方税共通納税システムの利用を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止してまいります。 滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により、県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、未納額の8割強を占める個人県民税については、市町村及び秋田県地方税滞納整理機構と連携しながら、未納額の縮減に努めてまいります。 また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の税務職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。</p>			
監査課所名	地域・家庭福祉課	監査年月日	令和4年8月26日
<p>(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 令和3年度の母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金133,678,700円（過年度分119,430,235円及び現年度分14,248,465円）については、算定誤りにより2,900円を減額調定したほか、一部納入を含め、令和4年9月末までに9,172,499円を回収しております。 債権管理においては、担当者会議等を通じた意識強化や情報共有に努めながら、児童相談所、福祉事務所及び市町村と連携し、債権回収に取り組んでおり、未収金発生時には、督促のほかにも個別の状況に対応した納入指導や償還計画の見直しなどを実施しております。 なお、償還が困難なケースについては、連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけを行っているところです。 今後も、個別ケースの状況に応じ、こうした取組を丁寧に行うとともに、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明を繰り返し行うなど、償還意識の確認や向上等に、より一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未納金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。</p>			

また、令和3年度の生活保護費等返還金等に係る未収金58,124,777円（過年度分55,205,018円及び現年度分2,919,759円）については、一部納入を含め、令和4年9月末までに3,572,906円を回収しております。

債権管理においては、福祉事務所による債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による納入指導を行っております。また、地域・家庭福祉課保護班が実施する生活保護法施行事務監査において、未収金等に対する納入指導等の助言・指導を行っております。

今後とも、債務者への納入指導を行うとともに、被保護世帯に対しては収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未納金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。

監査課所名	長寿社会課	監査年月日	令和4年8月26日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

郵券類について、年間使用量を超えて購入し、必要以上に在庫を積み増ししているため、今後は適切な購入を図ること。

(措置状況)

郵券類の購入については、在庫の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	令和4年8月26日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

児童保護費負担金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金502,650円については、対象世帯の課税額に応じた階層区分の訂正により92,700円を減額しております。

また、過年度未収金4,192,973円については、令和4年9月末までに24,000円を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	令和4年8月26日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る過年度未収金70,743,806円については、令和4年9月末までに246,690円を回収しております。

平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。

引き続き債権管理を行い、未収金の回収に努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課医療人材対策室	監査年月日	令和4年8月26日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、同貸付金及び地域医療従事者医師修学資金等貸付金に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した看護師等修学資金貸付金に係る未収金30,000円については、令和4年6月28日に実施された予備監査における指摘を受けて、債務者への文書による督促により、令和4年7月に全額を回収しております。

また、同貸付金及び地域医療従事者医師修学資金等貸付金に係る過年度未収金6,453,218円については、電話等による働きかけを行い、令和4年9月末までに408,000円を回収しております。

今後とも、債務者への面会や電話等による定期的な働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	環境整備課	監査年月日	令和4年8月30日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

能代市の産業廃棄物処理場の行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているため、その回収に努めるこ

と。

また、過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した能代市に所在する産業廃棄物処理場の行政代執行費用に係る未収金171,747,738円については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の軽減に努めてまいります。

また、過年度未収金4,683,666,615円については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。

監査課所名	農業経済課	監査年月日	令和4年8月31日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

農業改良資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した農業改良資金に係る未収金4,801,700円については、債務者への文書による督促のほか、訪問による働きかけを行うなど、回収に努めております。

また、過年度未収金26,860,546円（林業・木材産業改善資金21,258,392円、農業改良資金貸付金5,602,154円）については、一部納付を含め、令和4年9月末までに674,191円（林業・木材産業改善資金640,000円、農業改良資金貸付金34,191円）を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、新たに未収金が発生しないよう貸付時における審査を適正に行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	産業政策課	監査年月日	令和4年8月24日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金216,955,000円については、債務者に対して継続的な訪問督促を行っております。

また、過年度未収金2,811,360,178円については、一部納付を含め、令和4年9月末までに10,097,000円を回収しております。

今後とも、債務者からは、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。

また、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。

なお、担保処分や強制執行が有利と考えられる案件には、法的処理の実行も並行して検討してまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	令和4年9月1日
-------	-------	-------	----------

(指摘事項)

港湾施設内にあった油送施設撤去のための行政代執行費用に係る過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

行政代執行費用に係る過年度未収金14,235,500円については、債務者が所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っております。

今後とも、継続して債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	令和4年9月1日
-------	-------	-------	----------

(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況) 令和3年度に新たに発生した県営住宅使用料に係る未収金997,100円については、令和4年9月末までに60,000円を回収しております。 また、過年度未収金13,056,670円については、令和4年9月末までに544,900円を回収しております。 今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き、誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなどの対策を講じてまいります。 併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。 さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。			
監査課所名	財産活用課	監査年月日	令和4年8月23日
(指摘事項) 土地貸付収入に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況) 土地貸付収入に係る過年度未収金1,249,529円については、債務者への文書による督促のほか、電話や面談による働きかけを行っております。 今後とも、債務者への納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。			
監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	令和4年7月28日
(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況) 令和3年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金267,581円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和4年9月末までに117,037円を回収しております。 また、過年度未収金8,795,226円については、令和4年9月末までに943,068円を回収しております。 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和4年7月28日
(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況) 令和3年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金781,200円については、債務者への文書による督促のほか、訪問面談による働きかけをするなどして回収に努め、令和4年9月末までに60,000円を回収しております。 また、過年度未収金1,121,000円については、令和4年9月末までに18,000円を回収しております。 今後とも、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。			
監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和4年7月29日
(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金2,514,954円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和4年9月末までに139,684円を回収しております。

また、過年度未収金25,408,391円については、令和4年9月末までに2,845,593円を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	令和4年7月29日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

過年度未収金1,151,200円については、令和4年9月末までに130,000円を回収しております。

今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き、誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書の作成や、悪質滞納者に対する強制執行の検討をするなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和4年8月1日
-------	----------------	-------	----------

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金5,310,615円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和4年9月末までに860,816円を回収しております。

また、過年度未収金50,699,563円については、令和4年9月末までに4,386,205円を回収しております。

今後とも、貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生した未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、その早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和4年8月1日
-------	--------------	-------	----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金215,900円については、継続して督促を励行し、債権の回収に努めてまいります。

今後とも、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

また、県営住宅使用料に係る過年度未収金10,154,170円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により、令和4年9月末までに306,900円を回収しております。

今後とも、弁済計画に遅れが生じないように督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和4年7月28日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)			
令和3年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金3,329,204円については、一部納付を含め、令和4年9月末までに164,874円を回収しております。			
また、過年度未収金64,785,837円については、算定誤りにより2,900円を減額調定したほか、一部納付を含め、令和4年9月末までに2,724,248円を回収しております。			
今後とも、貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生した未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により、未納者の生活状況を把握しながら、状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。			
監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	令和4年8月1日
(指摘事項)			
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和4年9月末現在の過年度（令和2年度以前）及び令和3年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、5.2%、41,631,030円減の754,418,710円となっております。			
今後、コンビニ納税、口座振替納税、スマートフォン納税、クレジットカード納税及び地方税共通納税システムの利用を積極的に広報することにより、納期内納税を推進してまいります。			
また、滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により、県税の累積滞納額の縮小に努めてまいります。			
未納額の8割強を占める個人県民税については、市町村及び秋田県地方税滞納整理機構と連携しながら、未納額の縮減を図ってまいります。			
監査課所名	北児童相談所	監査年月日	令和4年6月30日
(指摘事項)			
児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
令和3年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金806,440円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和4年9月末までに2,420円を回収しております。			
また、過年度未収金1,763,720円についても、同様に督促等を行い、令和4年9月末までに43,260円を回収しております。			
今後とも、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。			
監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	令和4年4月13日
(指摘事項)			
児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
令和3年度に新たに発生した児童保護費に係る未収金3,274,650円については、令和4年9月末までに163,350円を回収しております。			
また、過年度未収金18,968,020円については、令和4年9月末までに180,550円を回収しております。			
今後とも、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。			
監査課所名	南児童相談所	監査年月日	令和4年6月30日
(指摘事項)			
児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			

と。

(措置状況)

令和3年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金2,167,430円については、対象世帯の課税額に応じた階層区分の訂正により92,700円の減額をしたほか、債務者への文書による督促、電話や訪問による働きかけを行い、令和4年9月末までに16,200円を回収しております。

また、過年度未収金4,955,986円については、一部納付を含め、令和4年9月末までに92,100円を回収しております。

今後とも、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。

監査課所名	大館能代空港管理事務所	監査年月日	令和4年5月11日
-------	-------------	-------	-----------

(指摘事項)

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、行政財産使用料減免基準の適用を誤っているものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

行政財産使用料減免基準の適正な運用について、改めて職員に周知徹底を行いました。

今後は、関係規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

なお、行政財産使用料減免基準の適用誤りにより発生した行政財産の目的外使用許可に係る過年度分の使用料については、徴収に向けて債務者と協議を進めております。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会教育長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和4年12月27日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎  
秋田県監査委員 佐藤 正一郎  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田 直樹  
教総 - 1246  
令和4年10月26日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎  
秋田県監査委員 佐藤 正一郎  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田 直樹  
様

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年10月6日付け監委-786で通知のあったこのことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	近代美術館	監査年月日	令和4年5月10日
(指摘事項) 会計年度任用職員の報酬支給事務において、年次有給休暇に係る事務処理の誤りにより、過大に支給しているものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正に処理すること。			
(措置状況) 会計年度任用職員の報酬支給事務に係る過大支給については、令和4年2月8日に実施された予備監査における指摘を受けて、令和4年4月末までに返納されております。 年次有給休暇の年度繰り越しに係る日数の算定に当たっては、複数の職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。			